

令和5年(ネ)720号 損害賠償請求事件

控訴人 榎本清

被控訴人 東大和市

上申書

東京高等裁判所 第20民事部 御中

2023年4月27日

控訴人 榎本清 印

第1、趣旨

4月17日(水)の第一回口頭弁論において、控訴人が口頭にて申し述べた東京地方裁判所立川支部における判決言い渡し(2022年12月22日)について、改めて文書にて抗議するとともに、高等裁判所の判決言い渡しにおいては同様のことがないように、控訴人は強く要望するものです。

第2、東京裁地方判所立川支部の判決言い渡し

控訴人は、4月17日の口頭弁論の場では正確な事実を思い出せなかっただめ、村上裁判長の主張に対し事実関係に関わる反論は差し控えました。このことの確認のため、当日の事実が記されている「自由と人権通信 No.24(2023.1.5)」(甲12号証)を読み直したところ、以下のようない記述がありました。

午後1時10分から403号法廷で開かれた判決言い渡しには、4名の方が傍聴に来てくれました。例によって、被告側の出廷は無し。

原告席に座って待っていると、裁判長が席につき、通常であれば起立して礼を求められるところ、今回はそのような指示もありませんでした。こちらが予想外な展開に慌てる間もなく、裁判長の口から判決書(主文のみ)が言い渡されました。それは前項の冒頭に書いたとおり、「判決 原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」です。ものの1分もせず判決言い渡しは終了。導入部の起立・礼の指示がなかったことを除けば、少なくとも、ここまで別件の陳情不上程告発裁判の時と同じです。しかしその後(?!?)があった。

法廷から退出ようと、原告席から傍聴席に移動する間、裁判長が何やら読み上げているのです。「判決……棄却……云々」と言っていたような気がします。「なっ、何なんだ、これは？」まだ当方の判決書の続きがあったのかと一瞬思い、原告席に戻りそうになりました。しかしそうではありませんでした。立て続けに次の裁判の判決書を読み上げているのです。

傍聴者と法廷外に出ようとしていたところ、書記官らしき女性が駆けつけてきて、判決言い渡しなので席にお座りくださいと指示する。「なに言いやがる、こっちは退出しようとしているだけだ。勝手に次の判決書など読み上げているそっちが悪い。」と喉元まで出かかったが、「法廷侮辱罪！」とか言われても胸糞悪いので、とっとと廷外に立ち去ることにしました。

陳情裁判の判決言い渡しの時には、裁判官は判決を言い渡した後はさっさと法廷から退出しましたが、今回は退出という区切りもなく、続けざまに次々と後続の裁判の判決言い渡しを朗読しています。どーセ被告・原告ともに来ないのであから、とりあえず記録だけ残せばいいということなのでしょう。前の裁判の関係者が残っていようといまいとお構いなしです。滑稽というか、空しいというか、表現に迷いますが、あまりの形式主義、画一主義にあきれるばかりです。

(※下線は控訴人)

当日の経過はほぼこのようなものであったと再認識しました。つまり、控訴人が傍聴人席に完全に移動しきらぬうちに次の事件の判決を読み上げていたのです。

第3、法廷は誰のためにあるのか

言うまでもなく、法廷は原告・被告のためにあります。裁判官のためではなく、ましてや裁判所のためのものではありません。判決言い渡しや口頭弁論が、日時と場所（法廷）を指定して開かれるのは原告・被告のためです。ただ一度の開廷は個別原告・被告のために設定され、ほかの原告・被告のため、裁判所のためではありません。そうであるからこそ、原告・被告は法廷の権威を認め、裁判官（司法）の独立性を信じ、自らの命運を委ねるのです。これは判決の言い渡しでも同じ、またはそれ以上の厳粛さをもって受け入れるのであります。

しかるに、かかる厳粛な判決の言い渡しの場において、原告が法廷にいるにもかかわらず、次の判決書が朗々と唱えられ、ことの異常さにとまどっていると「静粛に」と言われ、さっさと出ていかない原告の側に非があるかのごとき対応を受ける。

開かれた法廷は、個別原告・被告のためにあるという考えは誤りなのでしょうか。法廷とは裁判所の都合のままに運営され、いったん開廷した法廷は、裁判長の一言で次の事件に関するものに移り変わるものなのでしょうか。

これが司法界の常識であるとするならば、直ちに改めるべきです。司法の権威と尊厳をみずからかなぐり捨てるような行いです。

第4、法廷とは何か

村上裁判長は、「原告が傍聴席に移れば、次の判決はできる」と言明されましたが、前述のように事実としては傍聴席に移る前に次の判決の言い渡しがなされているのです。

法廷とは何か、どこまでが法廷と呼ばれるのかという規定は措くとして、仮に村上裁判長のいう基準に照らして判断しても、東京地方裁判所立川支部の判決言い渡し方法は妥当なものとは思われません。村上裁判長の言からすると東京高等裁判所でもこのようなことが当然のこととして行われていると推測されますが、それも同様に受け入れがたいものです。

少なくとも、法廷に原告、被告のいずれかが出廷している場合は、いったん法廷を閉じ、その後に次の事件の判決言い渡しを行うべきであると主張することは、「司法界の常識」はともかく、一般的の社会常識として当然のことではないでしょうか。

民事訴訟法を見ても判決の言い渡し、ならびに法廷を規定する条文などは見当たりません。だからと言って、裁判長の権限で「非常識」な行為が行われていいはずはありません。客対応が終わっていないのに店員が次の客とのセールスに入る、あるいは医師の目の前に患者がいるのに次の患者の問診をする、または教師が生徒の個別指導の最中に別の生徒の指導をするようなものです。

裁判所の規定はどうなっているか知る由もありませんが、法廷とは傍聴席を含めた裁判が行われる場と考えるのが至当です。このことは、法廷警察が強制力を持ち得る場、また法廷侮辱罪が有効な場がどこまであるかを見れば明らかです。つまり、裁判長席から傍聴人席までのすべての場、裁判長席側、および傍聴席側の扉をくぐれば法廷というべきです。

上記判断が誤りでなければ、当該事件の閉廷を裁判長が宣言し、または原告・被告双方が法廷から退出した後、次の事件の開廷を告げるという手続きを踏むべきです（もちろん、原告・被告とも出廷していない判決言い渡しについてはこの限りではありません）。

第6、裁判所の威厳を守るためにも

通常であれば、民事訴訟法第251条2項「判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。」により、「当事者」が「在廷」せず、裁判長・書記官等の裁判所関係者のみ在廷しているので、同法第250条「判決は、言渡しによってその効力を生ずる。」によって、次々と判決書が読み上げられ続けているのでしょうか。神聖なる判決の場で、このような行為が平然と行われていると、だれが想像するのでしょうか。もしそこに「当事者」がいないのであれば、略式として、このような判決書の機械的読み上げはあり得るかもしれません。

しかし、判決言い渡しの場に原告・被告のどちらかが出廷し、廷内にとどまっている状態にあるにもかかわらず、次々と判決書を読み上げ続けるのであれば話は別です。もしそのような対応を受ければ、当事者は、まるで工場の流れ作業に載せられているように感じます。たとえ原告・被告の出廷が例外的であったとしても、当事者が在廷している限りは通常の方法を踏襲せず、正式な法廷の姿を取り戻すべきです。

原告・被告のどちらかが出廷している限りにおいて、裁判所は、上記のような行為は厳に慎むべきです。それは、原告、被告の双方に対して失礼であるばかりでなく、裁判所自体の権威を失わせ、判決そのものの有効性すら喪失しかねません。

裁判長が絶大な権限を持ち、裁判の一切を取り仕切ることを認めているのは、裁判の中立性・独立性を人民が認めているからです。東京高等裁判所の判決言い渡しにおいて、東京地方裁判所立川支部裁判所のような方法がとられないことを強く望みます。

【付属書類】

- 1 甲12号証「自由と人権通信 No.24 (2023.1.5)」1通
- 2 副本 1式